【目　次】

１．育児免除制度の概要

Ｑ１　育児免除制度の内容について教えてください。

Ｑ２　育児免除となる期間はいつまででしょうか。

Ｑ３　所得要件はありますか。また、「休業していること」は要件となりますか。

Ｑ４　子と同一住所でない場合（実際には同居しているが、住民票の住所が異なる場合等）は育児免除の対象になりますか。

Ｑ５　離婚して子と別居し、養育費を支払っている場合は、育児免除の対象とならないのでしょうか。

Ｑ６　養子縁組等により親が３人以上いる場合（例：祖父母が同居している孫と養子縁組する場合）、養育の事実があれば、すべての親が育児免除の対象となるのでしょうか。それとも、実親のみが対象となるのでしょうか。

Ｑ７　子を認知した場合、同一住所要件等を満たしていれば、遡って育児免除の対象となるのでしょうか。

２．届出に関する事項

Ｑ８　育児免除を受けるための手続きについて教えてください。

Ｑ９　施行日以前に出産した場合も対象となりますか。また、その場合、届出はいつから可能でしょうか。

Ｑ１０　添付書類として何が必要でしょうか。

Ｑ１１　添付書類に有効期限はありますか。

Ｑ１２　産前産後免除期間終了後、引き続き子を養育している場合は、改めて育児免除該当の届出が必要でしょうか。

Ｑ１３　Ｑ１２の回答で「原則として育児免除該当の届出は不要です」とありますが、具体的にはどのような方が該当するのでしょうか。

Ｑ１４　養育する子が複数いる場合はどのような手続きが必要でしょうか。

Ｑ１５　すでに保険料を納付している期間について育児免除の届出を行うことは可能でしょうか。

Ｑ１６　育児免除が終了する際の手続きについて教えてください。

Ｑ１７　育児免除期間中に国民年金の第１号被保険者ではなくなった場合、育児免除終了の届出は必要でしょうか。また、子が１歳に到達する前に再度、第１号被保険者となった場合、改めて育児免除該当の届出は必要でしょうか。

Ｑ１８　出産前に産前産後免除該当の届出を行ったが、出産予定日と実際の出産日に乖離が生じた場合、産前産後免除期間の変更の届出とともに育児免除についても変更の届出が必要でしょうか。

Ｑ１９　代理人が委任状を有していない場合でも、代理人による手続きは認められるのでしょうか。

Ｑ２０　被保険者が死亡した後に、未届の育児免除期間が判明した場合、遺族又は相続人が届出をすることは可能でしょうか。

Ｑ２１　やむを得ない事情（子の死亡又は養子縁組の解消等）により、子の個人番号の確認が困難な場合についても、子の個人番号を記載する必要はありますか。

Ｑ２２　産前産後免除該当の届出を行っていない実母が、育児免除該当の届出のみを行う場合、産前産後免除該当の届出も必要でしょうか。

Ｑ２３　産前産後免除該当の届出のみを行う場合は、従来同様に「国民年金被保険者関係届書（申出書）」による届出で差し支えないでしょうか。

Ｑ２４　各種免除の該当期間中に育児免除に該当した場合、育児免除期間の終了後に改めて、当該年度分の免除申請の届出が必要でしょうか。

Ｑ２５　現在、令和８年７月から令和９年６月までの継続免除が承認されています。
　令和８年10月に子を出産したため、令和９年９月まで育児免除期間に該当した場合、令和９年10月以降再度、免除申請の届出は必要でしょうか。

１．育児免除制度の概要

Ｑ１　育児免除制度の内容について教えてください。

Ａ１　【制度創設の背景】

自営業・フリーランス等の育児期間中の支援措置として、国民年金第 1 号被保険者について、令和 8 年 10 月 1 日から、育児免除制度が創設されることとなりました。

【制度概要】

子を養育する者について、所得に関係なく、届出に基づき、子の 1 歳到達日の翌日が属する月の前月までの原則 12 か月の国民年金保険料が全額免除されます。

育児免除を受けた期間については、保険料を納付した期間と同様に将来の年金額へ反映されます。

なお、育児免除を受けている期間中は、付加保険料の納付や国民年金基金、個人型確定拠出年金（iDeCo）への加入も可能です。

【対象者】

子を養育する（※）第 1 号被保険者（実父母・養父母）が育児免除の対象となります。

なお、任意加入者は対象外となります。※「子を養育する」とは以下①・②を両方満たすこと。

①子との親子関係が確認できること

②子と住民票上の同一住所であること

【子の範囲】

対象となる子は、法律上の親子関係がある子（実子及び養子）です。

なお、法律上の親子関係がない場合でも、以下の子は対象となります。

・特別養子縁組の監護期間にある子（※1）（※2）

・養子縁組里親に委託されている子（※3）

・実親等の意思に反するため養子縁組里親に委託できず、養育里親に委託されている子（※4）

※１「特別養子縁組」は、養子となる子と実親との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。成立には養子となる子を 6 か月以上監護していることが必要。

※２ 特別養子縁組不成立となった場合も当該監護期間は、育児期間として扱う。

※３「養子縁組里親」は、養子縁組を前提とした里親。

※４「養育里親」は、養子縁組を目的とせずに、要保護児童を預かって養育する里親。

Ｑ２　育児免除となる期間はいつからいつまででしょうか。

Ａ２　育児免除期間は産前産後免除期間を有する実母とそれ以外の実父等の対象者では、以下の通り異なります。

【産前産後免除期間を有する実母の場合】

出産予定日の属する月の前月から翌々月までの期間が産前産後免除期間となりますが、出産予定日から起算して 3 月を経過した日の属する月から、出産予定日から起算して 12 月を経過した日が属する月の前月までの期間が育児免除期間となり、産前産後免除期間（4 か月）に引き続く 9 か月が育児免除期間となります。

【実父、産前産後免除期間を有しない実母、養子を養育する養父母の場合】

子を養育することとなった日の属する月から、子の１歳到達日の翌日が属する月の前月までの期間（原則 12 か月）が育児免除期間となります。

＜イメージ図＞

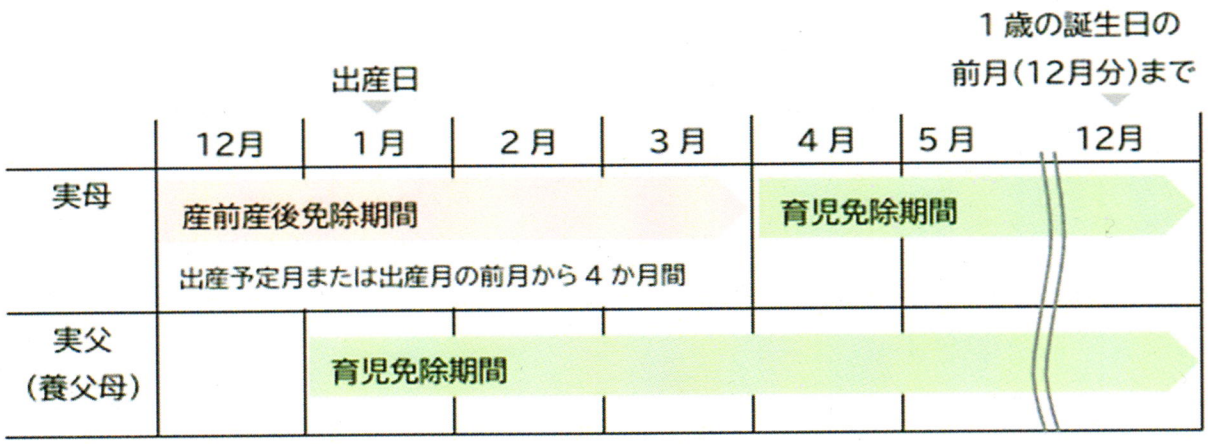

Ｑ３　所得要件はありますか。また、「休業していること」は要件となりますか。

Ａ３　子を養育していれば、所得や休業に関わらず育児免除の対象となります。

Ｑ４　子と同一住所でない場合（実際には同居しているが、住民票の住所が異なる場合等）は育児免除の対象になりますか。

Ａ４　育児免除は、子を養育する者が対象とされており、これは「子との親子関係が確認できること」と「子と住民票上の同一住所であること」により確認を行うこととなります。このため、子と住民票上の住所が同一でない場合は、育児免除の対象になりません。

ただし、届出者がＤＶ被害者であって、子と同一住所ではない（避難等している）が、実際に子と同居している場合で、配偶者等からの暴力被害者であることが確認できる証明書等により、その事実が確認できた場合は、育児免除の対象になります。

Ｑ５　離婚して子と別居し、養育費を支払っている場合は、育児免除の対象とならないのでしょうか。

Ａ５　育児免除は、子を養育する者が対象とされており、これは「子との親子関係が確認できること」と「子と住民票上の同一住所であること」により確認を行うこととなります。このため、養育費を支払っていることのみでは育児免除の対象となりません。

なお、離婚していても、「子との親子関係が確認できること」と「子と住民票上の同一住所であること」を両方確認できる場合は育児免除の対象となります。

Ｑ６　養子縁組等により親が３人以上いる場合（例：祖父母が同居している孫と養子縁組する場合）、養育の事実があれば、すべての親が育児免除の対象となるのでしょうか。それとも、実親のみが対象となるのでしょうか。

Ａ６　育児免除は、子を養育する者が対象とされており、これは「子との親子関係が確認できること」と「子と住民票上の同一住所であること」により確認を行うこととなります。

養子縁組等により法律上の親子関係がある者が複数人いる場合、「子との親子関係が確認できること」と「子と住民票上の同一住所であること」を両方確認できれば、すべての者が育児免除の対象となります。

Ｑ７　子を認知した場合、同一住所要件等を満たしていれば、遡って育児免除の対象となるのでしょうか。

Ａ７　子を認知した場合、市町村への届出により、出生時に遡って父と子の間に法律上の親子関係が成立することとなります。これにより、法律上の親子関係が成立していることとなりますので、出生時から同一住所であることが確認できる場合、出生時に遡って育児免除の対象となります。

２．届出に関する事項

Ｑ８　育児免除を受けるための手続きについて教えてください。

Ａ８　【育児免除該当の届出】

育児免除の適用を受けるためには、育児免除該当の届出を行っていただく必要があります。

届出には、被保険者本人の個人番号及び養育する子の個人番号が必要です。

なお、届出はマイナポータルを利用した電子申請が可能です。

【届出期限】

育児免除該当の届出について期限はなく、2 年以上遡及しての届出も可能です。

Ｑ９　施行日以前に出産した場合も対象となりますか。また、その場合、届出はいつから可能でしょうか。

Ａ９　令和８年１０月１日前に出産している方でも、令和 8 年 10 月以降に１歳未満の子を養育している場合は育児免除の対象となります。

届出は制度施行日である令和 8 年 10 月 1 日以降からとなります。

なお、施行日前に育児免除の対象なるのは令和 7 年 11 月以降に養育することとなった場合となります。

子を養育することとなった日の属する月から 1 歳になる誕生日の前月までとなりますので、令和 7 年 11 月の場合は、令和 8 年 10 月の 1 か月間が育児免除に該当します。

Ｑ１０　添付書類として何が必要でしょうか。

Ａ１０　基本的には身分関係（親子関係）を確認できるもの（戸籍謄本もしくは戸籍抄本、戸籍記載事項証明書のいずれか）及び子と住民票上の同一住所であることを確認できるもの（住民票）が必要です。 ただし、届書に親子の個人番号を記載し、情報連携等により身分関係（親子関係）及び同一住所であることが確認できる場合は、添付書類は不要になります。

なお、以下の場合は、それぞれ証明書類の添付が必要です。

・親または子が外国籍である場合（日本の戸籍で確認できる場合を除く）は、外国籍である者が所属する国の公的機関が発行する親子関係の証明書及び翻訳人を明記した和訳文

・特別養子縁組の監護期間にある子の届出を行う場合は家庭裁判所が交付する事件係属証明書（家庭裁判所による特別養子適格審判を行う旨を確認できるもの）

・養子縁組里親に委託されている子の届出を行う場合は児童相談所が交付する措置決定通知書

・当該被保険者を養子縁組里親として委託することが適当と認められるにもかかわらず、実親等が反対したことにより、養育里親として委託されている子の届出を行う場合は児童相談所長が発行する証明書

Ｑ１１　添付書類に有効期限はありますか。

Ａ１１　特段有効期限は設けておりませんが、要件確認のため、事実確認ができる時点（内容）であることになります。

Ｑ１２　産前産後免除期間終了後、引き続き子を養育している場合は、改めて育児免除該当の届出が必要でしょうか。

Ａ１２　産前産後免除期間の終了後、引き続き子を養育している事実を日本年金機構において確認できた場合（※）は、育児免除該当処理を行うため、原則として育児免除該当の届出は不要です。

子を養育している事実の確認は、産前産後免除終了月の翌月上旬に行い、子を養育している事実を確認できた場合、日本年金機構から育児免除該当通知書を送付されます。

なお、子の養育の事実を確認できなかった場合は、産前産後免除期間終了のお知らせを送付されますので、育児免除に該当する場合は育児免除該当の届出が必要です。

※基礎年金番号とマイナンバーが紐付されており、マイナンバーを用いた情報連携によって親子関係及び子と同一世帯であることを確認できた場合

Ｑ１３　Ｑ１２の回答で「原則として育児免除該当の届出は不要です」とありますが、具体的にはどのような方が該当するのでしょうか。

Ａ１３　産前産後免除（出産（予定）日が令和８年７月以降の実母に限る）の届出を産前産後免除期間が終了する前に届出した場合、産前産後免除期間終了月の翌月上旬に育児免除の要件に該当しているか、日本年金機構で個人番号を用いた情報連携により確認を行うためです。

令和８年６月以前に出産した場合は、育児免除該当の届出が必要です。

Ｑ１４　養育する子が複数いる場合はどのような手続きが必要でしょうか。

Ａ１４　養育する子が複数いる場合は、子の人数分の届出が必要になります。なお、育児免除期間は子が１人の場合と同様に、養育する子が１歳に到達するまでとなります。

Ｑ１５　すでに保険料を納付している期間について育児免除の届出を行うことは可能でしょうか。

Ａ１５　保険料を納付済みの期間についても育児免除の届出は可能です。なお、この場合すでに納付済みの保険料については、育児免除該当期間につき還付となります。

また、育児免除期間中は付加保険料の納付は可能なため、付加保険料も合わせて納付されていた場合については、付加保険料は還付されません。

Ｑ１６　育児免除が終了する際の手続きについて教えてください。

Ａ１６　【育児免除終了の届出】

子と同居しなくなったときや子が死亡したときなど、育児免除期間中に育児免除の要件を満たさなくなった場合は、育児免除終了の届出が必要です。なお、届出はマイナポータルを利用した電子申請が可能です。

【届出期限】

育児免除終了の届出に期限はありませんが、届出が遅れた場合、時効により納付できない保険料が生じるおそれがあるため、終了事由が発生した際は、速やかに育児免除終了の届出を行ってください。

【子が１歳になったとき】

子が１歳に到達し育児免除の期間が満了となった際は、育児免除終了の届出は不要です。

Ｑ１７　育児免除期間中に国民年金の第１号被保険者ではなくなった場合、育児免除終了の届出は必要でしょうか。また、子が１歳に到達する前に再度、第１号被保険者となった場合、改めて育児免除該当の届出は必要でしょうか。

Ａ１７　育児免除期間中に第１号被保険者ではなくなった場合、育児免除終了の届出は不要です。

また、再度、第１号被保険者となった場合は、育児免除に該当することとなりますが、改めて育児免除該当の届出は不要です。なお、育児免除の要件を満たしていない場合は、育児免除終了の届出が必要です。

Ｑ１８　出産前に産前産後免除該当の届出を行ったが、出産予定日と実際の出産日に乖離が生じた場合、産前産後免除期間の変更の届出とともに育児免除についても変更の届出が必要でしょうか。

Ａ１８　産前産後免除期間の変更の届出（※）を行う際に、既に自動処理により育児免除の適用を受けている場合は、併せて育児免除期間の変更の届出を行う必要があります。

※基本的には産前産後免除期間の変更の届出は不要ですが、実際の出産日が出産予定日よりも後になり、届出済みの出産予定日を実際の出産日に変更することで産前産後免除月数を増加することができる場合は、産前産後免除期間の変更の届出を行うことができます。

<イメージ図>

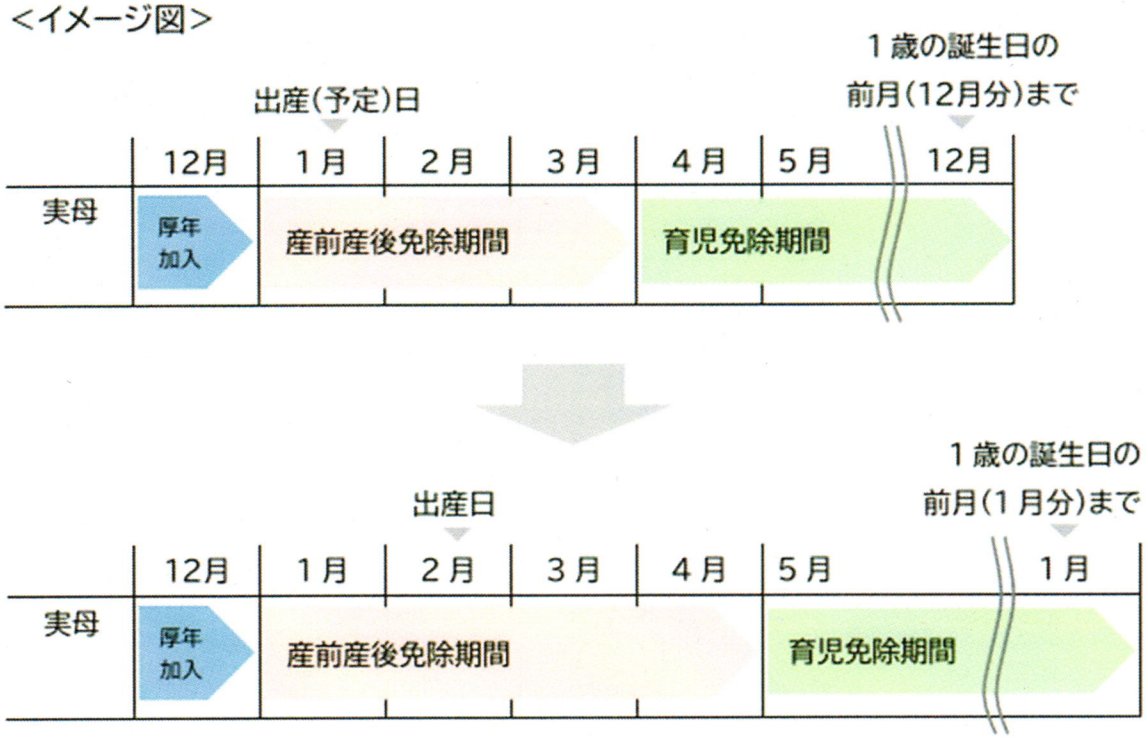

Ｑ１９　代理人が委任状を有していない場合でも、代理人による届出は認められるのでしょうか。

Ａ１９　本人からの委任があることを確認するため、原則代理人が委任状を持参し届け出ることが必要です。しかしながら、以下の３つの条件を全て満たす場合は、申請免除と同様、代理人が委任状を有していなくても届出を認めることとします。

・基礎年金番号を使用して手続きを行うこと

・届出人（委任者）と代理人（受任者）の間に免除の届出に関する合意があること

・代理人が、届出人の連帯納付義務者（届出人の世帯主・配偶者）、または届出人と同居の親族であること

Ｑ２０　被保険者が死亡した後に、未届の育児免除期間が判明した場合、遺族又は相続人が届出をすることは可能でしょうか。

Ａ２０　被保険者が死亡した場合、遺族又は相続人が届出をすることはできませんが、遺族又は相続人から当該被保険者に係る育児免除該当の申出があり、当該被保険者が子を養育していた事実を確認できたときは、育児免除該当処理を行うこととなります。

Ｑ２１　やむを得ない事情（子の死亡又は養子縁組の解消等）により、子の個人番号の確認が困難な場合についても、子の個人番号を記載する必要はありますか。

Ａ２１　やむを得ない事情により子の個人番号の確認が困難な場合は、子の個人番号を特定できる情報（漢字氏名、かな氏名、生年月日、性別、住所）を届け出ていただき、日本年金機構で確認するため、子の個人番号の記載は不要です。

Ｑ２２　産前産後免除該当の届出を行っていない実母が、育児免除該当の届出のみを行う場合、産前産後免除該当の届出も必要でしょうか。

Ａ２２　産前産後免除該当の届出を行っていない実母が、育児免除該当の届出のみを行う場合、日本年金機構での育児免除該当届の審査の際に、当該養育している子の出産の事実が認められれば、産前産後免除期間が確認できるため産前産後免除該当の届出は不要です。

Ｑ２３　産前産後免除該当の届出のみを行う場合は、従来同様に「国民年金被保険者関係届書（申出書）」による届出で差し支えないでしょうか。

Ａ２３　産前産後免除該当の届出のみを行う場合は、従来同様に「国民年金被保険者関係届書（申出書）」による届出で差し支えありません。なお、産前産後免除該当の届出のみを行う場合であっても、あらかじめ記載した「国民年金産前産後免除該当届／育児免除該当・終了届」を持参した場合は、当該届書を提出しても差し支えありません。

Ｑ２４　各種免除の該当期間中に育児免除に該当した場合、育児免除期間の終了後に改めて、当該年度分の免除申請の届出が必要でしょうか。

Ａ２４　法定免除、申請免除、納付猶予又は学生納付特例の期間中に、育児免除に該当した場合は、育児免除期間の終了後に改めて当該年度分の免除・納付の届出・申請は必要ありません。

なお、法に基づく各種免除制度との優先順位においては、①産前産後免除、②育児免除、③その他免除の順番となります。

Ｑ２５　現在、令和８年７月から令和９年６月までの継続免除が承認されています。

令和８年10月に子を出産したため、令和９年９月まで育児免除期間に該当した場合、令和９年10月以降再度、免除申請の届出は必要でしょうか。

Ａ２５　育児免除期間が申請免除又は納付猶予の終期と重なる場合においても、翌周期の継続免除又は継続納付猶予対象者と取り扱われ、令和９年10月から令和10年６月まで保険料に係る継続免除審査されますので届出は必要ありません。

また、育児免除期間が申請免除又は納付猶予の終期をまたぐ場合も同様に取り扱われます。